

答 申 第 275 号

平成20年3月28日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年9月26日付け県生第241号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成19年8月24日付けで提起された、平成19年8月9日付け県生第206号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成19年8月9日付け県生第206号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分のうち、「預貯金等の内訳書」に記載された金融機関名、種類及び口座番号（以下「口座番号等」という。）の部分を不開示とした決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示の理由について「条例第8条第3号当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため」とあるが、同ただし書によれば「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」場合には、不開示情報であったとしても、その限りではないとある。
- (2) そもそも開示請求に係る法人は、不当利得返還金及び取引履歴の開示義務を怠ったことによる慰謝料の支払義務を負っているにもかかわらず、それらはことごとく履行されない。
- (3) 当該法人は、貸金業者が事業を営むに当たって遵守しなければならない貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「貸金業規制法」という。）を無視するばかりでなく、裁判によって課せられた義務すらも果たしていないのであり、本件決定により守られる利益は、正当な利益とは到底言えない。
- (4) 異議申立人が行った行政文書開示請求は、当該法人が義務を怠ったことに起因しており、支払を受けるべき者の財産を保護するためにも、本件決定を取り消すべきものと思料する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求及び行政文書開示請求の対象となる行政文書（以下「対象文書」という。）の特定について

- (1) 異議申立人は、平成19年7月12日付けで「千葉県知事（○）第○○○○○号（有）○○○（千葉市○○○○○在）の貸金業者登録簿、集金に使用される銀行口座、財産的基盤を証明する書類、旧登録簿」の行政文書開示請求（以

下「本件請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は、これらのうち、集金に使用される銀行口座に係る行政文書については、当該情報を記載した行政文書を保有していないことから、異議申立人に確認の上、(有)〇〇〇(以下「本件貸金業者」という。)作成の預貯金等の内訳書(以下「本件文書1」という。)を特定し、また、財産的基盤を証明する書類については、本件貸金業者作成の決算報告書(以下「本件文書2」といい、「本件文書1」及び「本件文書2」を併せて「本件文書」という。)を特定し、本件決定を行った。

本件文書は、平成17年1月24日付けで本件貸金業者が実施機関あてに提出した貸金業の登録申請書(以下「登録申請書」という。)の添付書類である。

また、貸金業者登録簿については、本件請求時点の当該登録簿を特定し、旧登録簿については、貸金業者の登録の効力を失ったときは、貸金業規制法第40条の規定により当該登録簿自体は削除しなければならないことから保有しておらず、かつ、貸金業者登録簿が登録申請書のうち第2面ないし第7面の副本であることから、異議申立人に確認の上、平成14年1月30日付け登録申請書のうち第2面ないし第7面を特定し、平成19年8月9日付け県生第206号で行政文書開示決定を行った。

- (3) 対象文書の特定に当たっては、決定処分の前に異議申立人が開示を希望する行政文書の内容を確認している。

2 対象文書の内容について

(1) 登録申請書について

貸金業規制法第3条では、貸金業を営もうとする者のうち、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと定めており、また、当該登録は3年ごとにその更新を受けなければならないと定めている。そして同法第4条では、当該登録を受けようとする者は、同条に定める事項を記載した登録申請書を提出しなければならないと定めている。上記1(2)記載の登録申請書は、これらの規定により提出された登録の更新を受けるための申請書である。

(2) 本件文書について

貸金業を営もうとする者は、貸金業規制法第6条第1項第14号に規定する財産的基礎を有しているかどうかの審査のため、同法第4条第3項第8号の規定により、法人である場合においては、「登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面」を提出しなければならないとされている。

本件文書は、上記規定による財産的基礎の確認書類として登録申請書に添付して提出されたものである。

3 不開示の理由について

- (1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第3号本文該当性について

ア 本件文書1には、金融機関別の預金の種類、口座番号、期末現在高、合計額、税理士名等が記載されている。本件文書1は、集金に使用される銀行口座として実施機関に提出された行政文書ではなく、貸金業規制法第3条の規定による申請に係る書類の一部として、本件事業者が実施機関に提出した行政文書で、金融機関名、種類、口座番号、期末現在高、合計額、税理士名等は、金融機関との具体的取引関係、貸金関係及び契約している税理士に関する情報であり、本件貸金業者が経理等に関する内部情報として管理しているもので、企業上の秘密に属する情報である。したがって、公にすることにより、本件貸金業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

イ 本件文書2は、表紙、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書及び利益金処分案から成っており、表紙は表題、期間、作成者等で構成され、また、それ以外はそれぞれ科目と金額で構成されている。

表紙に記載された税理士の氏名については、当該税理士が本件貸金業者の代理人として税務関係資料を作成しており、本件貸金業者の経営内容に関する詳細な情報を知り得る立場にあることから、これを開示することにより、本件貸金業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

表紙以外に関しては、このうち科目については、大科目（損益計算書においては中科目を含む。）以外の小科目は本件貸金業者が任意に科目を追加・細分できるものであり、経営内部を詳細に把握できる具体的な情報が含まれており、本件貸金業者の自主的な資産運用や独自の経営戦略的なノウハウなどが表現され得るものである。したがって、これらの小科目を開示することにより、本件貸金業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、金額については、本件貸金業者の財産状況及び経営状況を推知することが可能な情報であり、事業者の秘密に属する性質を有する情報であるといえることができる。したがって、公にすることにより、本件貸金業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

ただし、貸借対照表の大科目の金額及び損益計算書の要旨部分の金額等については、商法上公告が義務付けられているという趣旨等を考慮すると、有限会社の性質上、実際に公告されていないとしても、これを公にすることにより、本件貸金業者の競争上又は事業運営上の地位に特段の不利益を与えるとは認められない。

(2) 条例第8条第3号ただし書該当性について

条例第8条第3号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、条例上保護すべき法人等に関する情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示することを規定している。

しかし、本件決定において不開示とした部分を公にしないことにより保護される法人の利益を上回る人の生命、健康、生活又は財産の保護の利益が、本件の場合あるとは認められないことから、不開示とした情報は、本号ただし書に

該当するとはいえない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3、1のとおりである。
- 2 本件文書について
 - (1) 貸金業規制法第3条第1項には、「貸金業を営もうとする者は・・・一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」と規定されており、同条第2項には、「前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。」と規定されている。そして、同法第4条第1項には、「前条第1項の登録を受けようとする者は・・・一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。」と規定されている。
 - (2) また、貸金業を営もうとする者が法人である場合においては、貸金業規制法第6条第1項第14号に規定する貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基盤を有しているかどうかの審査を受けるため、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第79号）による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第4条第3項第8号に規定する「登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面」を登録申請書に添付しなければならない。
 - (3) 本件文書は、上記(1)及び(2)の規定により本件貸金業者が貸金業の登録の更新を受けるために実施機関に提出した登録申請書に添付された行政文書である。
 - (4) 本件文書の特定に当たっては、異議申立人及び実施機関両者の間に争いはないものと認められる。
- 3 条例第8条第3号該当性について
異議申立人は、実施機関が不開示とした情報のうち、本件文書1に記録された口座番号等の部分を不開示とした決定の取消しを求めていることから、当該情報の条例第8条第3号該当性について、以下検討する。
 - (1) 本号イ該当性について
 - ア 本件文書1は、上記1(3)のとおり、本件貸金業者が貸金業規制法第3条第2項に規定する貸金業の登録の更新を受けるために実施機関に提出した登録申請書の添付書類である。
 - イ 本件文書1に記録された口座番号等は、本件貸金業者の金融機関との具体的取引関係、資産等に関する情報であり、飲食業者等が請求書に記載した口

座番号等のように不特定多数の者に広く知られ得る状態に置かれているものではなく、本件貸金業者の内部管理に属するものであり、これを公にすることにより、本件貸金業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ よって、本件文書1に記録された口座番号等は、本号イに該当すると認められる。

(2) 本号ただし書該当性について

ア 本号ただし書は、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示しなければならないとしており、これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等の利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示する趣旨である。

イ 異議申立人は、本件請求は本件貸金業者が裁判による支払義務を怠ったことに起因しており、支払を受けるべき者の財産を保護するためにも、本件文書1に記録された口座番号等を開示すべきである旨主張する。

ウ しかしながら、本件文書1に記録された口座番号等は、上記(1)イのとおり、本件貸金業者の具体的取引関係、資産等に関する情報であり、異議申立人が主張するような私人間における民事上の紛争を処理するために公にすることが必要な情報であるとは考え難く、本件貸金業者の不利益を考慮してもなお公にすることが必要な情報とまでは認められない。

エ よって、本件文書1に記録された口座番号等は本号ただし書には該当しないと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 9. 26	諮問書の受理
19. 11. 16	実施機関の理由説明書の受理
20. 2. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
20. 3. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成20年3月25日現在)